

◇法人県民税特例制度について【本県の自主的な税制】

論点

法人県民税特例制度税率の制度設計について

課税から40年が経過した。昨今の経済情勢により、税収は減少傾向であるが、今後使途事業費については大きく増加することが見込まれる。

このような中、法人県民税特例制度（適用条件、使途事業など）は、今後どうあるべきか。

平成27年9月17日(木)
午後4時00分～ 奈良県庁5階

奈良県税制調査会資料



法人県民税特例制度について

奈良県総務部税務課

目次

1	法人県民税特例制度の概要	2
2	法人県民税特例制度の趣旨・経緯	3
3	事業費と税収の推移	4
4	特例制度に係る全国の様況	5
5	特例制度適用法人の様況	
	（1）特例制度適用法人の様況	6
	（2）特例制度適用法人に係る中小法人の様況	7
6	法人県民税特例制度の制度設計について	
	（1）適用条件について	8
	（2）使途事業について	10

1. 法人県民税特例制度の概要

法人県民税法人税割の概要

項目	内容
納税義務者	県内に事務所等を有する法人等
税率	法人税額の4.0%(但し、以下の対象法人は3.2%) ※H26.10.1以後に開始する事業年度 【対象法人】 次の法人のいずれかで、かつ法人税額又は個別帰属法人税割が年1,000万円以下の法人 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ② 資本又は出資を有しない法人 ③ 県税条例第20条第4項において法人とみなされる法人
適用期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了する各事業年度分
税金による用途	現行税率が標準税率を超える部分(0.8%)による税金は、「社会福祉施設等整備基金条例」により基金に積み立て、用途事業に充当
税金	約372百万円(平成26年度決算ベース)

2. 法人県民税特例制度の趣旨・経緯

特例制度の趣旨・経緯

<制度の趣旨>

- ・ 社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等に要する経費の財源に充てるため、法人県民税(法人税割)について昭和51年から条例による特例制度の適用を実施し、社会福祉施設整備基金に積み立てて活用
- ・ 地方税法による標準税率を超える率(特例分 現在0.8%)について、中小法人等以外の法人(資本金額等が1億円以上又は法人税額1,000万円を超える法人)に対して期限を定めて(5年間、直近の適用期間はH23~27)課税し、特例分に当たる金額を社会福祉施設整備基金に積立

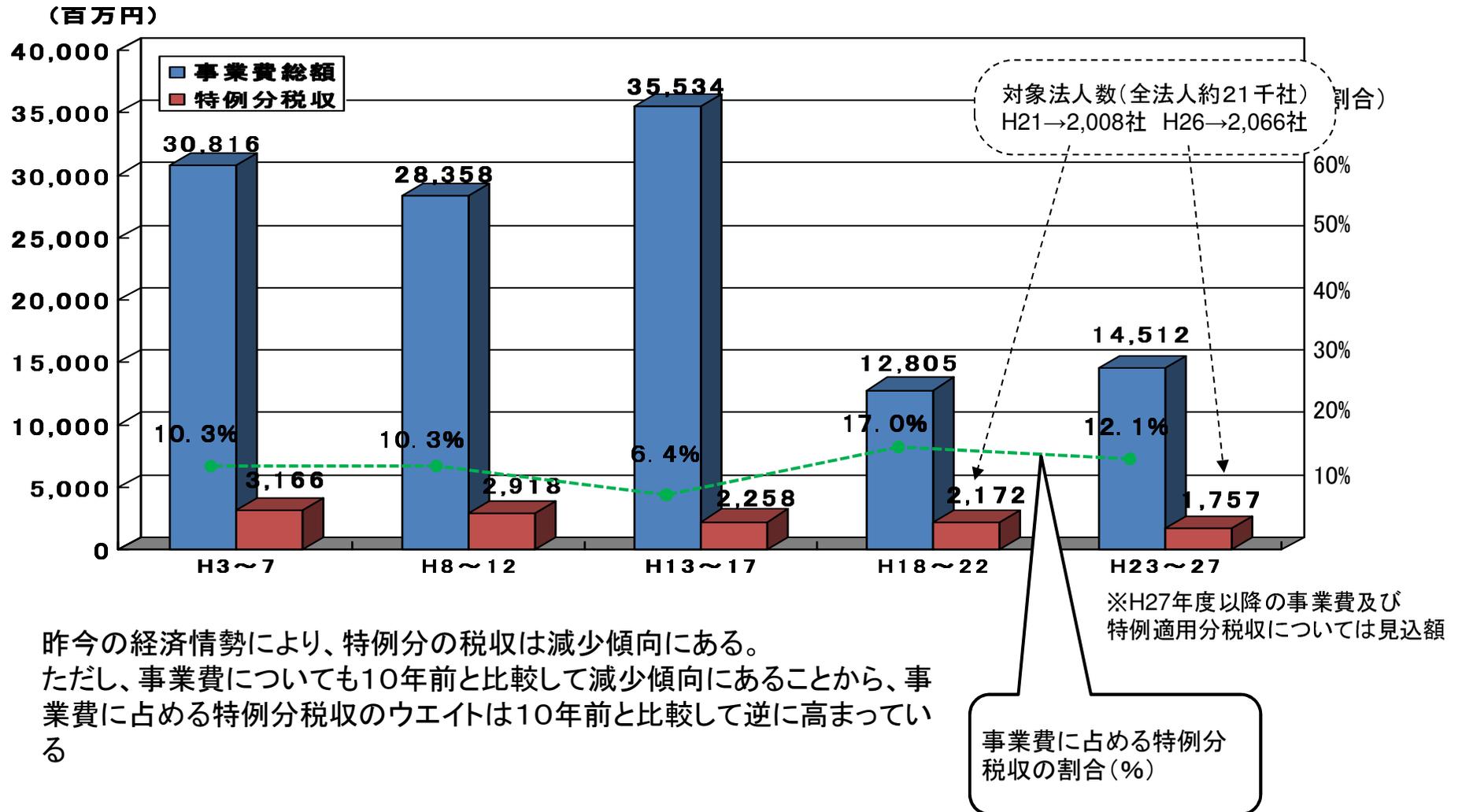
⇒ 本年度末で条例の適用期限が到来するため、次年度以降の特例制度の適用について決定することが必要

<制度の経緯>

適用期間	S61~H2	H3~H7	H8~H12	H13~H17	H18~H22	H23~H27	H28~H32	
目的	社会福祉施設の整備	社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備						
対象法人	資本金額等が1億円以上 または 法人税額400万円を超える法人	同左	資本金額等が1億円以上 または 法人税額1,000万円を超える法人	→ 現行の基準は19年を経過し、対象法人にとっても定着			今回	
税率	6.0% (中小法人等5.0%) 特例分1.0%	5.8% (中小法人等5.0%) 特例分0.8%	→				H26.10~ 4.0% (中小法人等3.2%) 特例分0.8%	

3. 事業費と税収の推移

事業費と税収の推移



昨今の経済情勢により、特例分の税収は減少傾向にある。
ただし、事業費についても10年前と比較して減少傾向にあることから、事業費に占める特例分税収のウエイトは10年前と比較して逆に高まっている

4. 特例制度に係る全国の状況

特例制度に係る全国の状況

	税率		対象法人					
	4.2% (特例分 1%)	4% (特例分 0.8%)	資本金の額等			法人税額		
1億円超			2億円超	その他 ※3億・2千万円等	1000万 円超	1500万 円超	その他 ※4千万円・2千万円等	
他府県の 適用条件 (静岡県を除く 全都道府県が 特例制度を適 用)	2	44	43	1	2	38	3	5

1億円超又は1千万
円超は34道府県

< 特例制度に係る全国状況 >

・全国47都道府県中、静岡県を除く46都道府県において法人県民税の特例制度を適用

・税率については、特例税率0.8%(本県と同じ)を採用しているのは、44道府県
(東京都及び大阪府が、特例税率1%を採用)

・対象法人については、資本金等1億円超又は法人税額1千万円超(本県と同じ)は、34都道府県

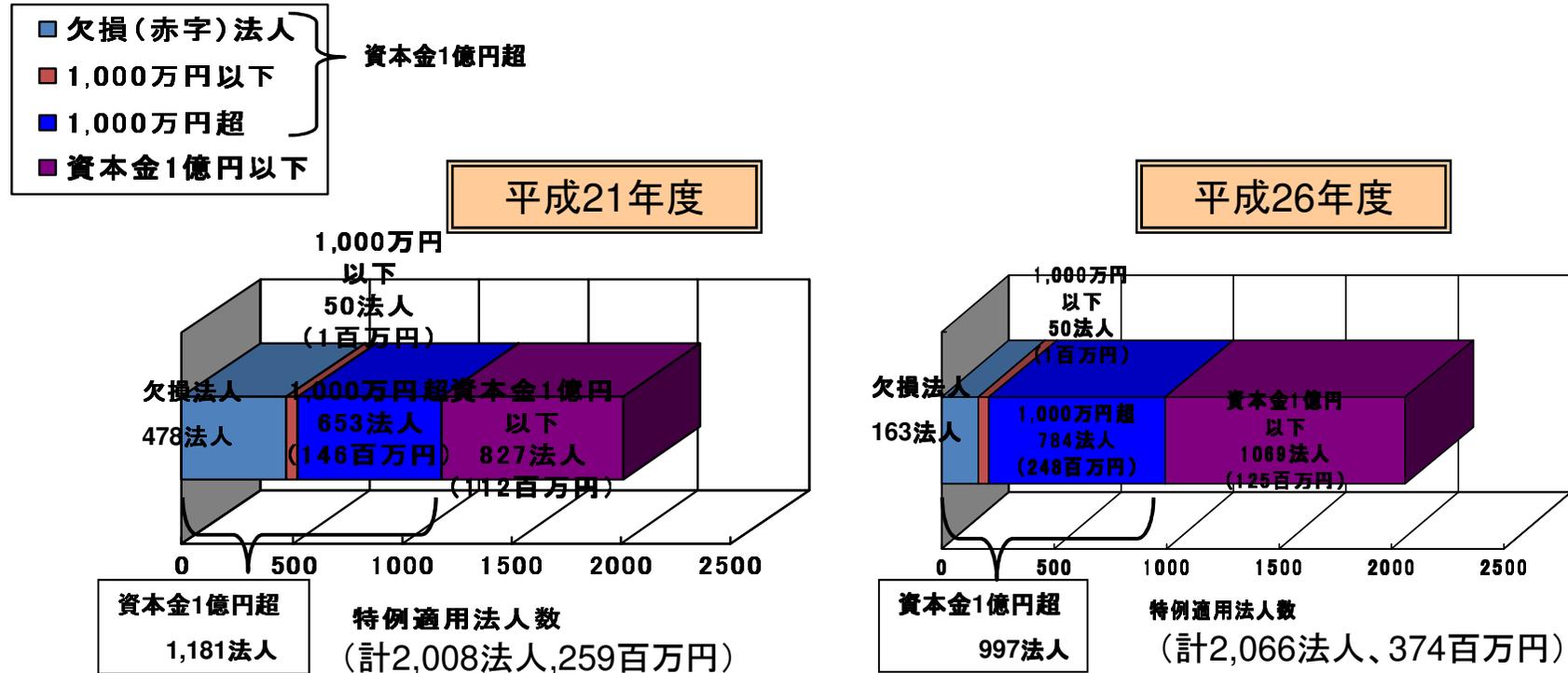
本県と全く同じ適用条件(特例税率0.8%、資本金1億円超又は法人税額1千万円超の法人対象)は33道府県

昨年度更新を行った9都県について、適用条件の変更を行わない単純延長
また、今年度中に適用期間の終了する17府県についても、適用条件の変更予定無し

・特例制度適用の46道府県中、45道府県が本県と同じく5年間の適用期間(愛媛県のみ4年間)

5. 特例制度適用法人の状況

(1) 特例制度適用法人の状況

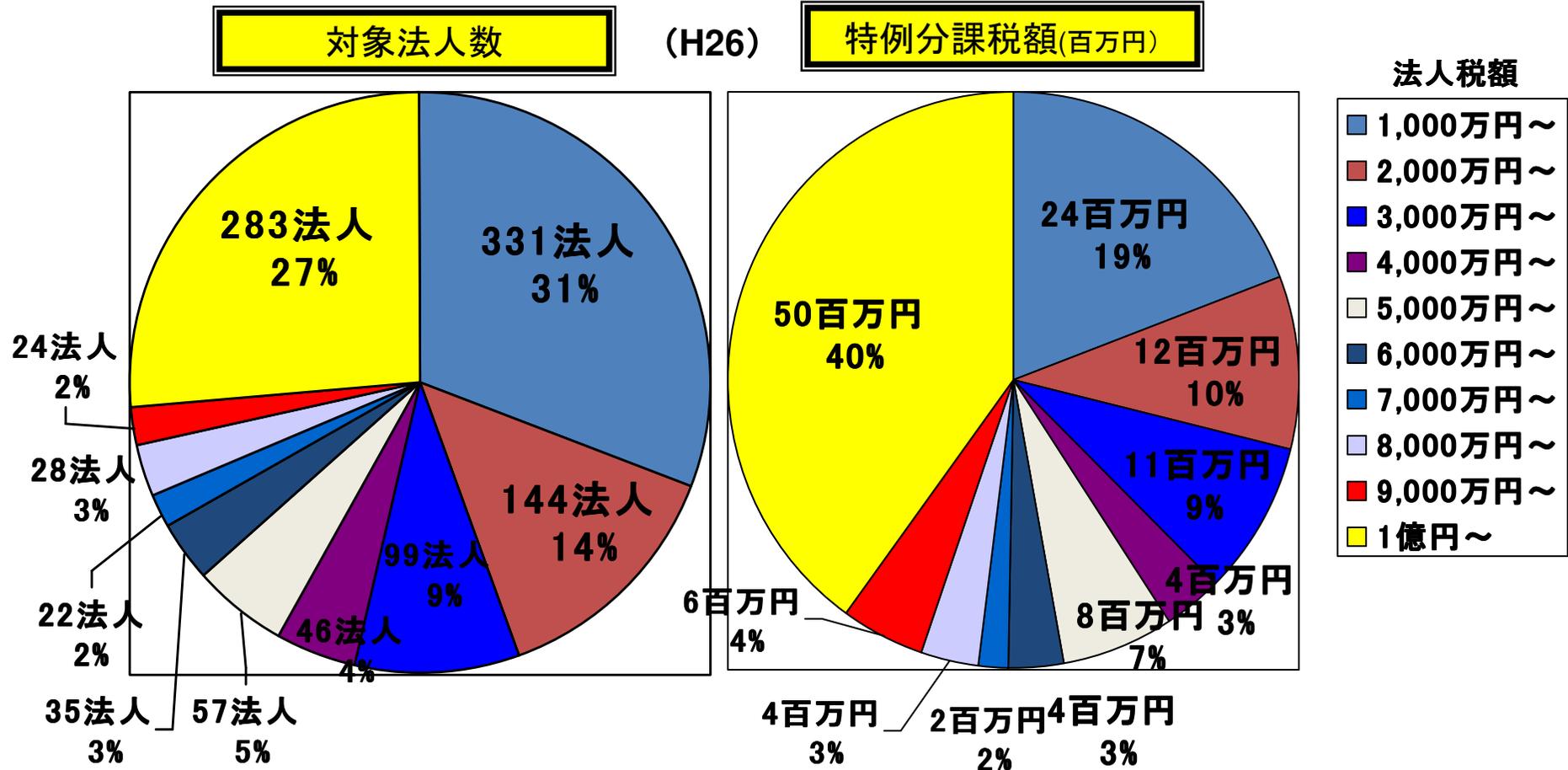


<直近の課税状況と5年前の課税状況との比較>

- ・ 5年前と比較し、経済状況の好転により税収額が向上 (259百万円 → 374百万円)
- また、資本金1億円超の対象法人中、欠損(赤字)法人が大幅に減少 (478法人 → 163法人)
- ⇒ このため実際に特例適用分を納付した法人は、全法人(約21千社)中、1,903法人(H21:1,530法人)

5. 特例制度適用法人の状況

(2) 特例適用法人に係る中小法人の状況



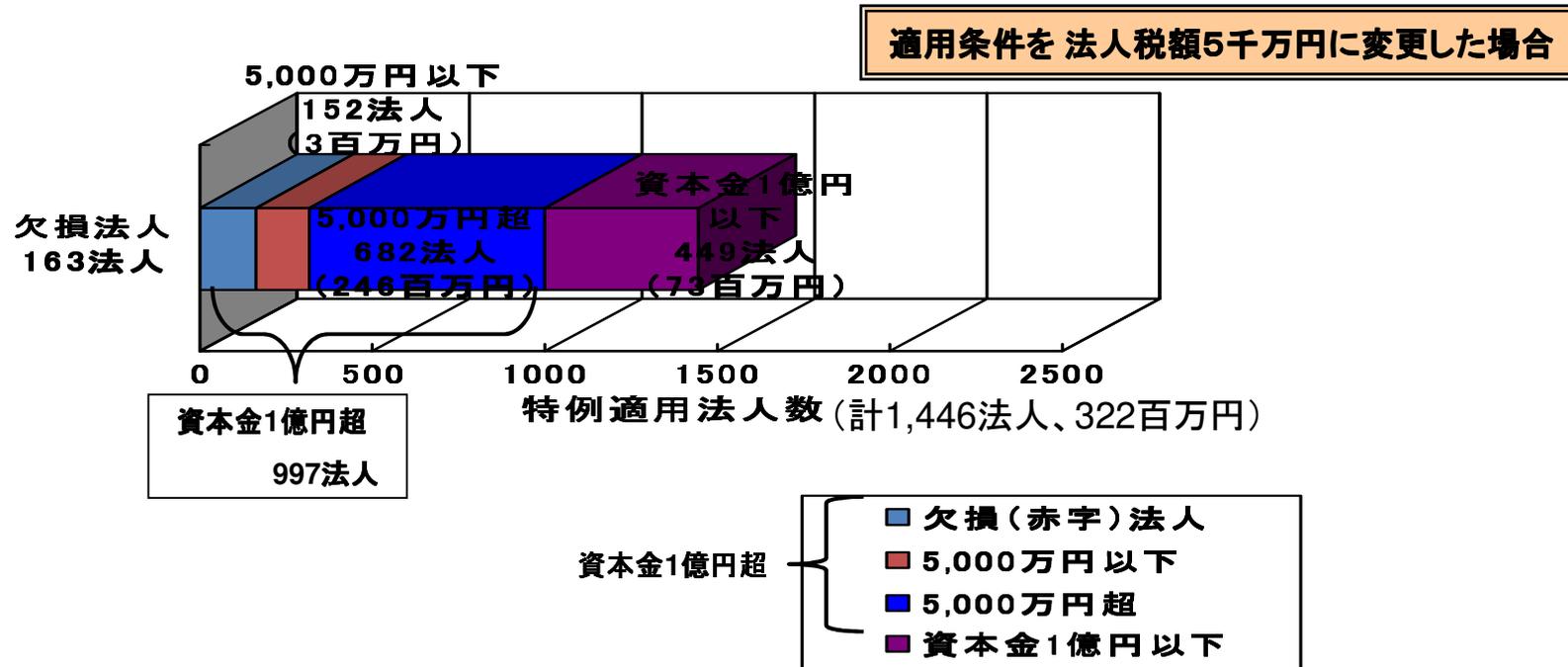
<中小法人の課税の状況>

- 法人税額1,000万円超により特例適用の対象となった中小法人(資本金の額が1億円以下)は、1,069法人
⇒ そのうち、法人税額3千万以下の法人が全体の約半数を占める
- 特例分課税額... { 法人税額6千万円以下までの法人の合計税額が、全体の半数
法人税額1億円超の法人のみで全体の税額の40%

6. 法人県民税特例制度の制度設計について

(1) 適用条件について

<適用条件の変更の検討>

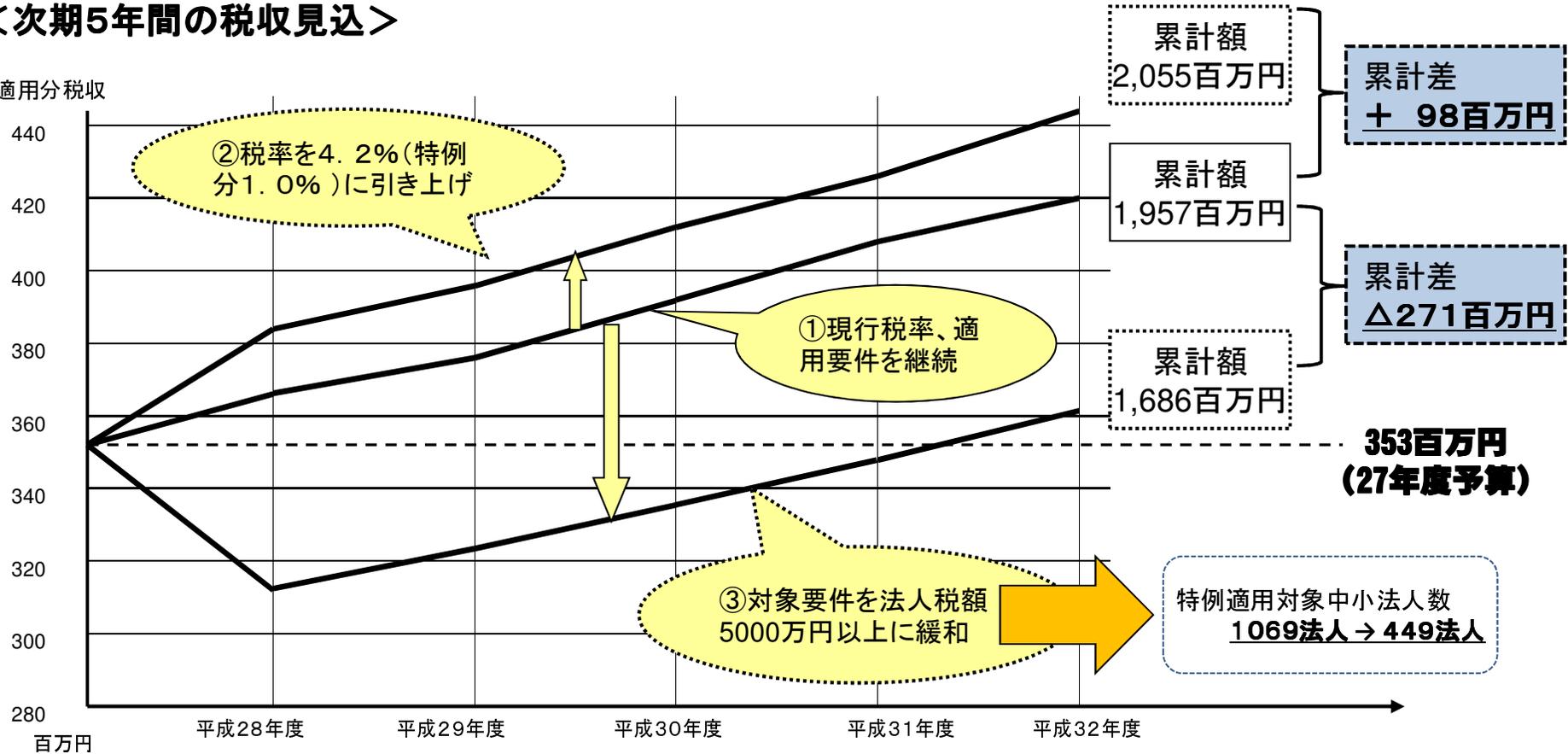


- 法人税額を1,000万円→5,000万円超の条件に変更した場合、資本金の額1億円以下の中小法人数は、大幅に減少
(H26ベース:1,069法人→449法人(△620法人))
- 法人税額は、H26ベース:125百万円→73百万円 (△52百万円減少)

6. 法人県民税特例制度の制度設計について

<次期5年間の税収見込>

特例適用分税収



【税率引き上げ】

- ・メリット
税収の増
- ・デメリット
5年間の累計でも増収見込98百万円と、増収効果が限定的。また、法人税制の動向より、税率引き上げは困難

【適用条件変更(中小法人の対象要件緩和)】

- ・メリット
中小法人に対する税負担の軽減
- ・デメリット
特例制度適用法人数を大幅に減らし、減収の影響が大



(案) 現行と同じ税率、適用条件で5年間延長することとする。

6. 法人県民税特例制度の制度設計について

(2) 使途事業について

<H23～H27年度 主な使途事業(一部予定含む)>

- ・ 障害福祉施設整備 : 障害福祉サービス事業所等整備(計14カ所)
ケアホーム整備(計24カ所)
- ・ 老人福祉施設整備 : 特別養護老人ホーム整備(計24カ所)
- ・ 児童福祉施設整備 : 中央こども家庭相談センター整備
- ・ 医療施設整備 : 県立医大病院E病棟整備



中央こども家庭相談センター

<H28～H32年度 主な使途予定事業>

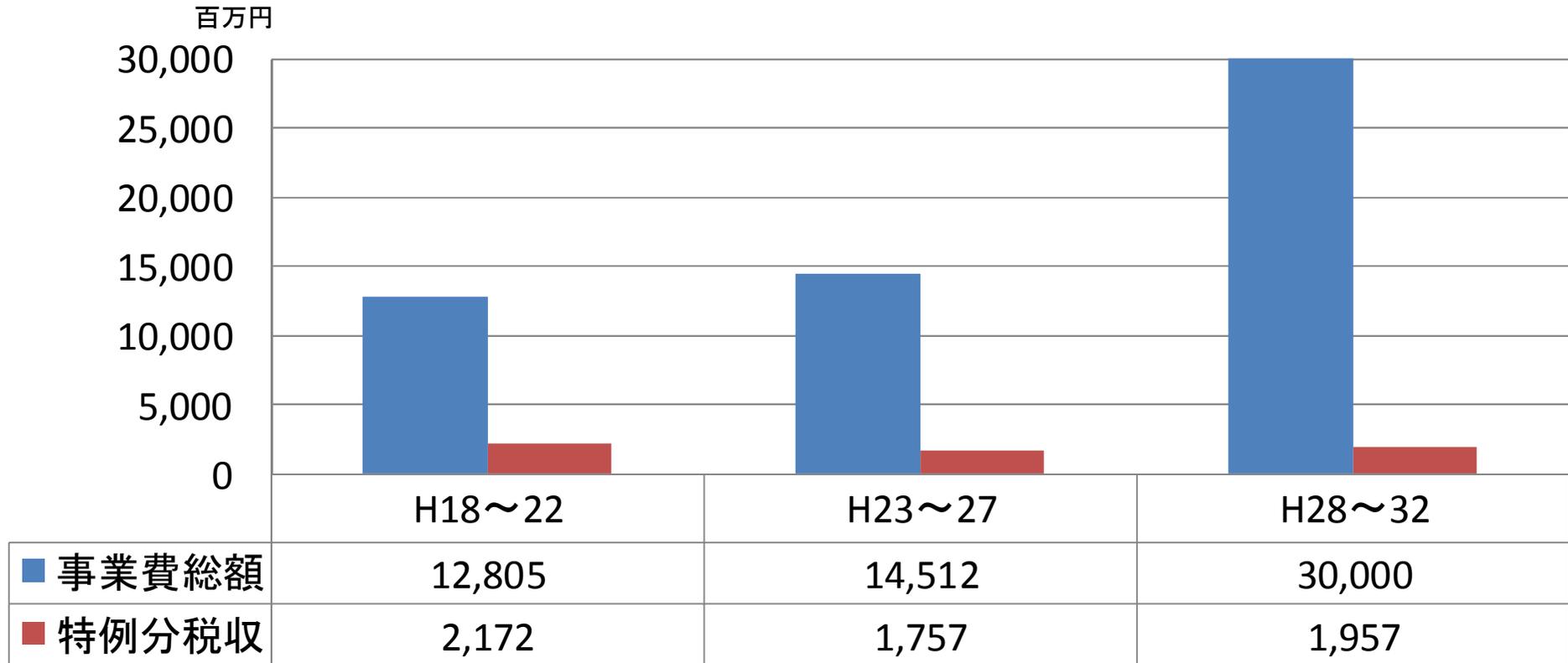
- ・ 障害福祉施設整備 : 県立障害福祉施設整備(登美学園、筒井寮)
- ・ 老人福祉施設整備 : 特別養護老人ホーム等整備
(～H30で約700床弱整備の支援計画)
- ・ 医療施設整備 : 県立医大再整備
新奈良総合医療センター整備
南奈良総合医療センター整備



新奈良総合医療センター(イメージ)

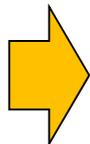
6. 法人県民税特例制度の制度設計について

＜次期5年間の特例分税込及び使途事業の見込＞



※H27は予算額、H28～H32は現時点における事業費試算及び税込見込み
 (特例分の税込については、現行税率及び適用条件を継続した場合)

**・次期5年間で、今期5年間を大きく上回る福祉及び医療施設の整備が予定されている。
 (新奈良総合医療センター整備等)**



(案) 現行と同じく、使途事業を「社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等に要する経費の財源に充てる」ものとする。

6. 法人県民税特例制度の制度設計について

＜他府県の特例制度に係る用途一覧＞

都道府県	超過課税の実施目的(用途)	都道府県	超過課税の実施目的(用途)
北海道	教育施設の設備充実	滋賀県	健康福祉の推進、産業の振興、雇用の安定、琵琶湖の保全の施策等の推進(一般財源につき用途限定なし)
青森県	社会福祉施策充実を図るための経費	京都府	産業の振興と社会基盤の整備
岩手県	県の長期計画の諸施策(主に産業、雇用の分野)推進のための財源	大阪府	都市基盤整備の推進や防災対策の充実といった大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に対処するため。
宮城県	少子高齢化社会対策の財源	兵庫県	勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援及び子育てと仕事の両立支援、子育て世帯への支援に係る事業に活用
秋田県	社会福祉施設の整備及び医療の充実	奈良県	社会福祉施設及び医療関係施設の整備等に要する経費の財源
山形県	生活福祉関連事業及び文教関連事業の財源	和歌山県	和歌山県福祉対策等基金に積み立て、県単独福祉医療費等の財源
福島県	商工業の振興、社会福祉の充実、次世代育成支援及び教育・文化の振興	鳥取県	産業振興のための財源
茨城県	産業、教育、福祉、医療等に関する施策の推進のための財源	島根県	産業振興、雇用・定住の促進、産業基盤の維持・整備、医療の確保、子育て支援などの島根県総合発展計画の重点施策への取り組みを推進するための財源
栃木県	教育環境の充実整備、県民生活の安全・安心の確保、少子高齢社会における保健・医療・福祉サービスの拡充、産業の振興	岡山県	
群馬県	「県民の安心・安全な暮らしを実現するための県の独自施策」推進の財源	広島県	大規模社会福祉施設(大規模な社会福祉施設、医療施設、保健休養施設など)の建設に要する経費の財源
埼玉県	雇用・中小企業対策、福祉・医療、教育	山口県	社会福祉施設及び教育・文化・スポーツ施設の整備拡充のための財源
千葉県	都市基盤・防災及び福祉・医療施設の整備等の一層の推進を図るための財源	徳島県	「交通ネットワークの整備、産業の活性化及び大規模災害対策」に要する財源
東京都	大都市特有の膨大な財政需要に対応するため	香川県	社会福祉の充実、教育の振興、地域産業の振興
神奈川県	道路等の社会基盤整備に要する財源	愛媛県	保健医療及び社会福祉の充実
新潟県	教育、文化、スポーツの振興などに要する経費の財源に充当	高知県	主要施策である「産業振興」「南海地震対策」「健康・福祉の向上」「教育・文化の振興」「インフラ整備」の推進に充てる
富山県	社会福祉の充実、教育文化・スポーツの振興等	福岡県	社会福祉の充実及び教育振興施策の推進
石川県	競争力のある元気な産業づくり、交流が盛んな特色ある地域づくり等に要する財源	佐賀県	県の厳しい財政状況を踏まえ、超過課税を実施
福井県	中小企業の振興および教育施設の整備のための財源	長崎県	総合交通体系及び文化・スポーツ施設等の都市基盤の整備充実を図る
山梨県	社会福祉の充実及び教育文化の振興	熊本県	少子・高齢者対策の充実、中小企業の振興、低炭素社会・循環型社会形成の推進のための財源
長野県	中小企業の振興及び産業基盤の整備のための財源	大分県	交通ネットワークの整備、産業の活性化及び教育・医療・福祉の充実
岐阜県	社会福祉の充実及び教育の振興を図るための財源	宮崎県	社会福祉関係経費や教育文化施設整備(教育施設の耐震化等)に要する経費
愛知県	青少年の教育・文化施設、老人・心身障害児(者)及び勤労者の社会福祉施設、中小企業の知識集約化促進施設	鹿児島県	高齢者福祉の充実、幹線交通体系の整備、災害に強い県土づくり等
三重県	三重県福祉基金、三重県中小企業振興基金、三重県体育スポーツ振興基金、三重県環境保全基金の財源	沖縄県	観光の振興、社会福祉に充実及び中小企業の育成を図るための財源

・特例制度を持つ全国46都道府県中・・・

福祉・医療関係に用途を限定

複数の用途の中に「福祉・医療関係」あり

(その他の用途・・・文教関係、産業振興関係等)

7県

21県

計28県